



与論町立学校給食センター整備基本計画

< 概要版 >

与論町立学校給食センター整備の背景

昭和 50 年 3 月に建築された与論町立学校給食センターは、築後 50 年が経過する中、劣化の進行や設備の陳腐化など様々な問題が生じています。特に、屋根や壁の爆裂・クラックが顕著で、落下対策として応急的にベニヤ板で天井が設けられているほか、屋根の爆裂に伴う雨漏れに起因するシミが発生するなど老朽化による損傷等が深刻な状態です。

このため、与論町では、与論町立学校給食センターの建替を念頭に、町内小中学校の P T A 関係者と役場職員等による「与論町新学校給食センター建設検討委員会」を設置し、検討を進めてきました。

「与論町立学校給食センター整備基本計画」は、委員会での協議結果を踏まえたうえで、新学校給食センターの実現に向けた具体的な整備手法等について検討し取りまとめたものです。

1. 新学校給食センター整備の基本方針

新学校給食センター整備の基本方針として次の 5 つを設定し、実現を目指すこととしました。

1. 安全・安心な給食提供

- ① 学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアル等への準拠
- ② 安全性の高い食材の使用
- ③ 食物アレルギーへの対応

2. 学校給食の安定的な提供

- ① 施設設備の安全性確保
- ② 作業性・環境性・経済性への配慮
- ③ 維持管理・更新性への配慮
- ④ 学校給食物資遅延等への対応
- ⑤ 災害時等の停電・断水等への対応

3. 栄養バランスの取れたおいしい学校給食の提供

- ① 多様な献立への対応
- ② 適温が保たれた給食の提供

4. 食育・地産地消の推進

- ① 食育の推進
- ② 地産地消の推進

5. 防災拠点機能強化

- ① 災害時の炊き出し機能整備

2. 新学校給食センター整備の基本的な考え方（施設計画）

1. 配食の対象

現在、配食を行っている4つの町立小中学校（茶花小学校・与論小学校・那間小学校・与論中学校）に加え、一部から配食の要望がある県立与論高等学校を対象とします。

2. 食数

小中学校用として、将来の児童・生徒数及び職員数に保護者向けの試食会での提供食数を見込んで約550食を設定し、うち15食程度を食物アレルギー対応とします。

また、県立与論高等学校への配食数については、約50食を仮設定します。

3. 県立与論高等学校への配食に向けた対応

県立与論高等学校への配食方式として「食缶による提供」と「弁当による提供」が考えられます。配食方式をどうするかは、所要室の規模や人員配置等に影響を与える可能性があることから、基本設計完了までに決定します。

3. 新学校給食センターの詳細計画

1. 建設予定地：現給食センターよこ

「中央公民館」、「ゆいLAND外駐車場」、「現給食センターよこ」、「役場北側原野」の4箇所を候補地としましたが、建設可能なものは「現給食センターよこ」のみと判定されました。

「現給食センターよこ」は敷地が狭小かつ「がけ」の規制を受けるなど、いくつかの課題はありますが、建設不可能ではありません。現給食センターは老朽化が顕著で、児童・生徒への安心安全な

給食の持続的な提供と職員の安全な労働環境確保が喫緊の課題となっていることから、現状の早期解消を最優先事項とし、建設可能な候補地は1箇所しかないことに鑑み、「現給食センターよこ」を建設予定地に決定しました。



現 給食センター



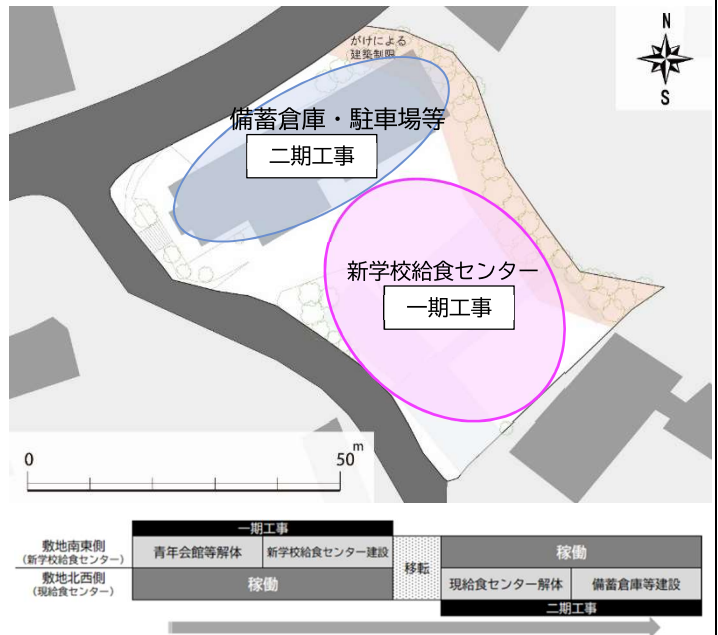
青年会館

2. 配置計画

「現給食センターよこ」には、現在、青年会館、相撲場、弓道場が立地しているため、これらを除却後に新学校給食センターを整備します。

なお、新学校給食センターの工事期間中も現給食センターは稼働させることとし、新学校給食センターの完成・稼働の後、解体を行います。

また、現給食センター解体後の跡地には、二期工事として、備蓄倉庫や車庫、非常用発電機室、駐車場等の付帯施設を整備します。



3. 平面計画

新学校給食センターの床面積は、基本構想での調理室の面積の想定（約 650 m²）に管理・事務部門の面積の想定（約 350 m²）を加えた 1,000 m²程度とします。また、別棟として、配送車用の車庫、災害対応のための防災備蓄倉庫及び非常用発電機室（計 80 m²程度）を整備します。

■ 平面計画の基本方針

- (1) 「学校給食衛生管理基準」に基づき、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分する。
- (2) 調理や洗浄、搬出入に関する所要室は 1 階に配置し、他の所要室は 1 階に配置できない場合は 2 階に計画する。
- (3) 調理にかかる動線は移動距離が最小となるよう配慮する。
- (4) バリアフリー対応とし、障害のある職員や見学者へ配慮する。
- (5) 形状は作業効率や経済性に配慮し、華美な装飾等は避け、可能な限り凹凸の少ない整形とする。

4. 構造計画

食育にかかる教育機能や炊き出し機能も有しているため、耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく「地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設」の耐震安全性分類を準用し、構造体の安全性分類の「Ⅱ類」、建築非構造部材の耐震安全性の「B類」、建築設備の耐震安全性の「乙類」を満たすことを目標とします。

また、建築基準法施行条例（昭和 46 年鹿児島県条例第 33 号）による「がけ」下の建築制限を受けるため、この制限に対応した構造とします。

5. 設備計画

「学校給食衛生管理基準」を満足する性能を持つ空気調和設備、換気設備、給水給湯設備、衛生設備等を設けるとともに、省エネルギー性能にも配慮します。

4. 事業方式の検討

公共施設の整備は、設計者・施工者を本町で選定して直接建設・維持管理する方式（直接建設方式）がこれまで一般的でしたが、狭小な敷地において現給食センターを稼働させながら新学校給食センターの建設工事を行う必要があるため設計段階から施工性を十分に検討する必要があること、また、昨今の人手不足・資材高騰から公共工事の不調・不落が頻発していることから目標とする期限内に確実に完成させる方策を検討する必要があること等の課題があり、これらを解決するうえではB TやD Bなど管理までは民間に担わせない民間活用方式は有効だと思慮されます。

このため、本事業の発注方式は直接建設方式または本町でも発注実績のあるPPP方式（DB方式）を検討することとし、民間事業者のサウンディング調査結果を踏まえつつ、基本設計に向けてその方向性を決めます。

■ DB方式の官民役割分担

業務分担			管理期間 中の施設 所有
設計	建設	維持 管理	
町(一括 発注)	町(一括 発注)	町	町

5. 概算工事費の試算

地理的特性に近い近隣の知名町における学校給食センターの建設工事費を参考に概算工事費を試算すると、約971,000千円と算出されました。

なお、このほか、建設・解体に係る設計費用、地盤・測量等の調査費用、解体工事費用、造成工事費用、擁壁等の外構工事費用、備蓄倉庫等の建設工事費用、移転費用、什器備品等整備費用などが必要になります。

■ 平面計画の基本方針

概算工事費の試算	
○ 知名町立学校給食センター整備（令和元年度）に係る建設工事費㎡単価の算出	765,237千円 ÷ 1,371.47㎡ ≒ 558千円/㎡
○ 工事年度（令和9年度）における建設工事費㎡単価の算出	558千円/㎡ × 174%※ ≒ 971千円/㎡
※ 一般社団法人建築物価調査会による那覇における令和7年の令和元年比物価指数（約155%）を参考に、9.2%/年の物価上昇が続くものとして想定	
○ 工事年度（令和9年度）における建設工事費の算出（延べ面積：1,000㎡想定）	971千円/㎡ × 1,000㎡ ≒ 971,000千円
試算結果 971,000千円	

6. 事業スケジュール

現給食センターを稼働させながらの工事となるため、新学校給食センターの調理室・事務室等の主要な機能を第一期工事として整備します。令和10年9月の新学校給食センター操業開始後、現給食センターを解体し、第二期工事として備蓄倉庫等を整備します。

このため、全体の事業完了は、令和11年3月を見込みます。